

5 災害共済給付制度を学童保育にも適用する

2007年度の調査では施設が保護者から事故発生時の免責の同意や、施設の責任範囲を保険の補償範囲に限定する旨の誓約書をとったりする事例がみられた。

市区町村調査から保険の加入状況の把握、保険の補償範囲について、施設調査から保険の請求状況、請求しなかった理由について検討した。

<市区町村調査>

(I) 市区町村が子どもの傷害保険の加入状況を把握していないケースも

- ①「子どもは全員が傷害保険に加入している」が91.1%。
- ②市区町村が「加入を把握していない」ケースが6.9%、「加入していない」が4.7%ある。
- ③「市区町村が斡旋している傷害保険がある」は35.3%、
掛け金は「1,000円未満」が43.4%、「2,000円以上」12.6%である。
- ④死亡時の保険金は「500万円以下」45.0%、「2,000万円以上」33.2%と自治体により大きな差。
- ⑤保険の補償範囲は「施設内活動中」92.6%、「施設外活動中」82.1%、「施設への往復途上」75.3%であり、学童保育の園外活動や施設への往復を保障できていないなどの問題がみられる。

<施設調査>

- ①「ケガが発生したが、傷害保険を請求しなかったケースがある」は40.4%である。
- ②保険を請求しなかった件数は181件（件数の回答があった29施設の合計）である。
※その主な理由：保険を請求するほどではなかった、通院が4回以上にならなかった、請求の要件に満たなかった、利用者が請求しない、書類の提出がなかった、など。

結果のポイント

行動が活発な小学生には、日常の学童保育下においてケガや事故は起こるものであり、もし施設側が事故発生による責任追及を恐れて子どもたちの積極的な活動を抑制することがあるとすれば、子どもにとって望ましいことではない。

【提言】

1. 当面は全施設が傷害保険、賠償責任保険等に加入するように促進が図られるべきである。
2. 将来的には学童保育にも災害共済給付制度を適用することが求められる。これにより、学童保育に通う子どもたちが学校・保育所の子どもたちと同等の内容の補償を受けられることになり、同じ学校施設や保育所を利用しながら、学童保育の時間になった途端に共済制度の適用対象外になるという不自然さ・不公平感をなくすことができる。このために、学童保育が災害共済給付制度の適用対象となるように法改正が求められる。
3. 民営の学童保育では、保護者が人的資源、資金を出し合ってサービス提供の基礎を築いている等、「利用者としての保護者」と「サービス提供の実践者」が重複している場合がある。このような民営の学童保育への災害共済給付の適用により、児童・保護者・指導員にとって、「任意の保険より適用対象、補償範囲が広い」、「保険料負担が少額で済む」、「簡単な手続で迅速な救済が受けられる」などの利点がある。

要望書提出先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局、文部科学省スポーツ・青少年局